

六条公民館利用のみなさんへ

福井市教育委員会事務局
生涯学習課長

行事等開催制限の目安について(通知)

6月16日(火)より、新型コロナウイルス感染防止に対する公民館事業の対応が段階1となり、時間制限も解除となることから、本格的に公民館行事等が開催できる状況となります。

しかし、県内では一応の収束が見られるものの、県外では新たなクラスターが発生するなど、予断を許さない状況ですので、5月25日に国の緊急事態解除宣言の際に改正された、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、公民館等施設を使用した行事等開催制限の目安を下記のとおりとしますので、参考としてください。

記

開催の目安	地区行事	広域的行事※
	6/16(火)～	8/1(土)～ 感染状況をみて判断する
発表会や展示会など 屋内の行事	・参加者同士の間隔を概ね2m確保すること(目安 0.5 人/畳) ・定員のある施設(木ごころ文化ホール等)で行う場合は、参加者を定員の50%以下とすること	
地区の祭りなど 屋外の行事	・参加者同士の間隔を概ね2m確保すること	

※広域的行事:県外からの集客を伴う行事など

【注意事項】

- ・屋内の場合は、窓や扉の開放または1時間ごとの換気を徹底すること。
- ・名簿等の作成が困難な行事等においては、感染発生後の追跡調査ができないことから、三密の回避、手指の消毒、マスクの着用等を定期的な放送や張り紙等で呼びかけ、徹底させること。
- ・行事等の前後や休憩時間等の場で感染拡大のリスクがあることを参加者全員に呼びかけること。
- ・飲食を伴う行事等においては対面飲食を避けるほか、できない場合は間仕切りを設置するなど工夫を講ずること。
- ・行事等において人数の管理等ができない(三密を避けられない)場合は、中止を含めて慎重に検討すること。
- ・貸館の場合も主催者に対し、上記事項を周知すること。

福井市教育委員会事務局
生涯学習課:廣木・佐竹・岩佐
(0776)20-5361